

水道局企業管理規程 番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程 第 1 3 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する 規程の一部を改正する規程	令和3年12月1日
水道局企業管理規程 第 1 4 号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正 する規程	令和3年12月23日

さいたま市水道局企業管理規程第13号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道局企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条及び附則第29項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条及び附則第29項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p>

第2条 さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条及び附則第29項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その月額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（休職にされている職員のうち第25条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。第22条及び附則第29項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>6～10 [略]</p>

### 附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第14号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（科目の更正及び訂正）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の規定により訂正したときは、署名がされた帳簿にあっては欄外に訂正の表示を明記及び署名をし、又は訂正部分とともに作成者の署名と同一の署名をし、押印がなされている帳簿にあっては欄外に訂正の表示を明記押印し、又は訂正部分とともに作成者の認印と同一の認印を押さなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（領収書等の交付）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次に掲げる方法により水道料金及び下水道使用料の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納入</u></p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">（支出伝票の添付書類）</p> <p>第37条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（支出伝票の執行）</p> <p>第38条 企業出納員は、支出伝票により支払を執行するときは、領収欄に債権者の領収印若しくはは</p>	<p style="text-align: center;">（科目の更正及び訂正）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により訂正したときは、欄外に訂正の表示を明記押印し、又は<u>訂正部分に認印を押さなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（領収書等の交付）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次に掲げる方法により水道料金及び下水道使用料の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納入</u></p> <p>(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">（支出伝票の添付書類）</p> <p>第37条 [略]</p> <p><u>2 数葉をもって1通とする請求書には、債権者の割印がなければならない。ただし、割印を押させることが困難な場合は、それを省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（支出伝票の執行）</p> <p>第38条 企業出納員は、支出伝票により支払を執行するときは、領収欄に債権者の領収印を受け、</p>

<p>署名を受け、又は別に領収書を受け取り、現金を支払わなければならない。この場合において、企業出納員は、当該支払について現金出納簿に記帳しなければならない。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(小切手の訂正等)</p> <p>第47条 [略]</p> <p><u>2</u> 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、<u>その訂正する部分に2線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、当該訂正箇所の上方の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、小切手の振出しに用いた印を押さなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>又は別に領収書を受け取り、現金を支払わなければならない。この場合において、企業出納員は、当該支払について現金出納簿に記帳しなければならない。</p> <p><u>2</u> 債権者の領収印は、請求書に押印されたものと<u>同一でなければならない。ただし、請求者と領収者が異なる場合又は紛失その他の事由により改印を申し出た場合は、印鑑を証明する書類を提出させ、又はその債権を受け取るべき本人であることを確認して支払をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>(小切手の訂正等)</p> <p>第47条 [略]</p> <p><u>2</u> 小切手の金額以外の記載事項の訂正については、<u>第13条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第27条の規定は、令和4年1月4日から施行する。